

成果発表における出版経費の助成

農学生命科学研究支援機構（SORALS）

事業の概要

農学生命科学に関する調査研究における成果発表としての出版物（学術雑誌、報告書、論文集、書籍等）を対象として、出版経費の一部を助成することを目的に、当該出版物を発行する団体等に助成金を支給するものです。

- ・CD-R等の電子媒体も出版物に含めて構いません。

助成の対象

今回の助成は、上記の出版物のうち、以下が対象となります。

平成22年度（2010年度）に発行される出版物

平成22年（2010年）4月1日～平成23年（2011年）3月31日迄に出版されるもの

なお、次に該当する場合は助成の対象となりません。

1. 出版が営利を目的とする場合
2. 出版物の発行者が営利団体である場合
3. 出版物を発行する団体等の構成員（会員等）が特定の営利団体を母体とする場合
4. 助成金の使途が執筆者等の謝金である場合
5. 助成金の使途が出版パーティー等の開催費用である場合
6. その他、通常の学術出版物等に照らして審査した結果、助成が不相当と判断された場合

助成の対象となる費用科目は以下のものが挙げられます。

1. 製作費...データ製作費、版下製作費等の出版物の製作に必要な経費
2. 印刷製本費...出版物の印刷費、製本費

応募（助成申請）資格

助成申請者の応募資格については特に定めません。

団体等への助成を想定しておりますが、個人の方でも応募可能です。

応募（助成申請）条件

助成を申請するにあたっては、下記の条件をすべて満たす必要があります。

1. 助成の対象（上記）に合致しているものであること
2. 当機構（SORALS）が定める応募（助成申請）手続に従って申請すること
3. 当機構（SORALS）が個人情報を収集し利用することに同意すること
4. 申請書に虚偽の記載を行わないこと
5. 当機構（SORALS）が定める選考方法に従うこと
6. 助成金の受給が決定した場合には、助成金受給者における義務（同意事項）等を遵守すること

助成金額

出版物1件あたり10万円を限度とした希望金額（1万円単位）

助成期間

出版物1件毎の助成ですから、期間の定めはありません。

応募（助成申請）手続

助成を申請する場合は、当機構（SORALS）が定める所定の申請書に必要事項を漏れなく記載し、申請書2通を当機構（SORALS）に提出しなければなりません。また、申請書の提出にあたっては、当機構（SORALS）が定める所定の提出方法に従って提出しなければなりません。（提出方法については特にご注意ください。）提出された申請書は、助成の可否（採否）にかかわらず返却いたしません。（うち1通は、当機構（SORALS）にて受理後、申込者控として返送します。）申請書の他に、下記に挙げる書類を添付する必要があります。

1. 出版物の内容が分かる計画書等または過去に発行した出版物
2. 出版物の発行経費が分かる予算書または見積書等

応募（助成申請）期間

随時応募可能です。

助成申請は、出版物の発行日順ではなく、先着順で受理し選考を行います。なお、当機構（SORALS）における今年度の助成金支給予算枠に達し次第、助成の申請を締め切ります。従って、発行日が先の場合でもお早めにご申請ください。

選考方法

受理した助成申請については、当機構（SORALS）の選考委員会での選考を経て、助成の可否（採否）を決定します。選考における基準は、計画性、具体性、学術性、萌芽性、必要性、緊急性及び助成金用途の妥当性に重点を置きます。

助成決定

助成申請書を当機構（SORALS）が受理した日から2週間以内

助成の可否（採否）については速やかに書面をもって申請者に通知いたします。
なお、可否（採否）の理由についてのご照会には一切回答できませんので予めご了承ください。

助成金の支給

助成決定通知後1週間以内

助成金の支給は、原則として申請者名義の銀行口座への送金によって行います。

助成金受給者における義務（同意事項）等

助成金受給者に決定した場合は、下記の各事項を遵守しなければなりません。

1. 助成金の受給確認後、当機構（SORALS）が送付する所定の助成金受領書の原本を遅滞なく提出すること
2. 出版物発行後、遅滞なく当該出版物2部を当機構（SORALS）へ提出すること
3. 当機構（SORALS）から助成金使途明細書、経費の領収証や収支計算書等の必要書類提出の要請があった場合は、当該書類の写しを遅滞なく提出すること
4. 助成金受給者の個人及び団体の情報は、原則として当機構（SORALS）限りとするものの、当機構（SORALS）の事業報告及び事業案内に限り、必要な情報を公表できることについて同意すること
5. 助成の申請にあたって虚偽の記載が判明した場合及び助成金の使途に不正があった場合には、助成金のすべてを返還すること

出版物には「出版にあたって当機構（SORALS）の助成を受けた」旨の記載は必要ありません。

以上